

さんさんパスポート利用規約

(趣旨)

第1条 第3子パスポート事業は、多子世帯の経済的負担の軽減に加えて、企業や店舗と協働して実施することを通じて、多子世帯を社会全体で応援する気運を醸成し、第3子以降の子どもを持つ家庭が社会から歓迎され、支えられていると実感することで、3人以上の子どもを生み育てやすい環境づくりを推進していくものです。この規約は、第3子パスポート事業実施要綱に基づき、子育て家庭の皆様が交付申請を行い、サービス・特典を受けるにあたり、必要な事項を定めます。

(定義)

第2条 この規約において、次の各号における用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。

(1) 交付対象者

香川県内に住所を有する方で、同一申請につき児童の親族最大2人までとし、少なくとも1人は以下の要件（以下、「交付要件」とする。）のいずれかを満たす方（以下「代表者」とします。）とします。

① 住民票上の同一世帯の中に3人以上の児童がいる方

② 「住民票では同一世帯ではないが扶養されている児童」を含めて3人以上の児童を扶養する方

また、上記の交付要件を満たさない方であっても、児童の2親等以内の直系血族であれば交付対象者とすることができます（この場合の交付対象者を以下「利用者」とします。）。ただし、利用者が交付要件を満たさず、児童の2親等以内の直系血族である場合は、利用者が申請書に記載された児童の2親等以内の直系血族であり、さんさんパスポートが発行されることに対する代表者の同意（要押印）が必要となります。

なお、ここでいう児童とは、18歳未満の子ども（18歳に達する年度の3月末まで）とします。

(2) さんさんパスポート事務局

県が、本事業が円滑に進むように設置した専用の事務局（以下「事務局」という。）。

(3) 加盟店

対象世帯の経済的負担を軽減する取り組みを設け、事前申請により事務局が認め登録した事業者。

(4) サービス・特典

多子世帯の子育ての経済的負担の軽減に加えて、第3子以降の子どもを持つ家庭が社会から歓迎され、支えられていると実感できるようなものとし、本事業に賛同する加盟店、自らが定めるもの。

(5) さんさんパスポート

第3子以降の児童を持つ方に対する特別のサービスの対象者であることを示すものであり、対象となる方からの申請に基づき交付されるものです。

発行後2年間を経過した日以後の最初の3月31日を有効期限となります。（例：平成28

年5月1日発行の場合、平成31年3月31日が有効期限となります。)

(6) 加盟店証

本事業の加盟店である旨を証明するもので、事務局が加盟店に対し発行します。

(7) シンボルマーク

事務局が本事業を県民に広く周知するために作成するものです。

(8) 加盟店ステッカー

加盟店が、本事業に参加している旨を掲示するためのものです。

(交付申請の手続き等)

第3条 さんさんパスポートの新規交付を希望する方は、「さんさんパスポート申請書」(様式第1号)により交付申請を行うこととします。また、申請内容を確認するために以下の書類を添付することとします。添付する書類に係る費用は申請する方がご負担ください。

- ① 代表者及び児童全員が記載された住民票
- ② 代表者が住民票上同一世帯でない児童を扶養する場合はそのことが確認できる書類(健康保険証等の写し)
- ③ その他、必要に応じて事務局が求める書類

(2) 事務局は、前項に定める申請を受け付け、内容を確認し、適当と認めた場合にはさんさんパスポートを発行し、郵送(定形郵便扱い)の方法によりさんさんパスポートを交付します。

(3) 申請する方は、第1項に定める手続きを行った時点で、本利用規約に定める権利義務関係に同意したものとみなします。

(さんさんパスポートの利用等)

第4条 交付対象者は、加盟店においてサービス・特典を利用しようとするときは、さんさんパスポートを提示することとします。

(2) さんさんパスポートは交付対象者として登録した者以外に貸与又は譲渡することはできません。

(3) 交付対象者は登録内容に変更が生じた場合は、「さんさんパスポート申請書」(様式第1号)により届け出ることとします。また、変更内容を確認するために前条第1項に定める書類を添付することとします。ただし、交付対象者の電話番号変更の場合は、書類の添付は必要ありません。

(4) 交付対象者は、交付要件に該当しなくなった場合又は登録を廃止する場合は、「さんさんパスポート登録廃止届」(様式第2号)により届け出るものとします。

(5) さんさんパスポートを紛失・破損等の理由で再発行を希望する交付対象者は、「さんさんパスポート申請書」(様式第1号)に返信用切手(定形郵便物扱い82円・簡易書留扱い別途310円等)を添付し申請することで、再発行ができます。

(6) さんさんパスポートは、以下の場合は利用できません。

- ① 顔写真が添付されていないもの。
- ② 有効期限が切れたもの。
- ③ 破損などなんらかの理由で交付対象者であることが確認できないもの。

- ④ 申請内容が虚偽であることが発覚した場合。

(利用登録の廃止)

第5条 県及び事務局は、交付対象者が次の各号に該当する場合は登録を取り消すことができます。

- ① この規約に違反した場合
- ② その他、利用状況が本事業の趣旨にそぐわないと認められる場合

(個人情報の保護)

第6条 県及び事務局は、交付対象者情報等、本事業を遂行するために必要な個人情報の収集、利用、管理、廃棄等について、香川県個人情報保護条例（平成16年香川県条例第57号）に基づき、適正に取り扱うこととします。

(2) 県及び事務局は、交付対象者の個人情報について、加盟店に提供することはありません。

(免責)

第7条 県及び事務局は、交付対象者と加盟店との間の実際の取引等には一切関与しません。本事業に関連して何らかの損害、損失又は費用等が生じた場合にも、県及び事務局はこれを賠償又は補償する責任を一切負わないものとします。

(2) 本事業に関連して交付対象者と加盟店その他第三者との間で生じたトラブルに関し、県及び事務局の責に帰すべき事由に起因するものであることが明らかな場合を除き、県及び事務局は免責されるものとします。

(協議解決)

第8条 この規約に定めのない事項又はこの規約の解釈に疑義が生じた場合には、交付対象者及び県、事務局が互いに信義誠実の原則に従って別途協議の上、速やかにこれを解決するものとします。

(利用規約の変更)

第9条 この規約の内容は、必要に応じ、交付対象者の事前の承諾を得ることなく、県及び事務局において変更することがあります。

(2) この規約の変更に関する告知は、ホームページへの掲載の方法のみによって行いますので、交付対象者は、ホームページ上にて最新の規約を確認してください。

附 則

この規約は、平成27年9月15日から施行します。